

日印産連「オフセット印刷サービス」グリーン基準の一部改定について

日印産連「オフセット印刷サービス」グリーン基準の工程「印刷（プレス）…デジタル印刷」におけるグリーン基準を下記のとおり改定する。

記

1. 改定の内容

次の基準を工程「印刷（プレス）…デジタル印刷」に新規に追加する。

工程	グリーン原則	グリーン基準
デジタル印刷	①印刷工程の温暖化防止、省資源、騒音・振動の抑制に取り組んでいる	・環境配慮型デジタル印刷機を導入していること 〈水準－1〉G P 資機材認定製品のスリースター認定のデジタル印刷機を導入していること 〈水準－2〉G P 資機材認定製品のワンスター認定以上のデジタル印刷機を導入していること

(注1) スリースター認定、ワンスター認定とは、G P 資機材認定制度における環境配慮の度合いを示すスターの数をさす。

2. グリーンプリンティング工場認定制度との関係

本グリーン基準の改定は、G P 資機材認定制度における「ドライトナー型デジタル印刷機」、「インクジェット型・液体トナー型デジタル印刷機」の認定基準が設定されたことに伴い、見直しを図ったものである。グリーンプリンティング工場認定基準として本基準を運用する。

3. 改定日

平成 28 年 4 月 1 日

4. グリーンプリンティング工場認定基準への適用日

本改定のグリーンプリンティング工場認定基準における運用については、平成 28 年 10 月 1 日以降の認定から適用する。

以 上